

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第 16 条第 2 項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手操第 3 種漁業	1	10 トン未満の申請のあった総トン数	定めなし	共第 1 号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1)横須賀市走水旗山崎突端から 200 メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端(陸側端)を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点 い 基点から真方位 3.17	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地を有し、かつ、なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手操第 3 種漁業を営むことについて、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は 4 メートル以下とする。	令和 5 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日まで	令和 5 年 10 月 13 日から令和 8 年 6 月 25 日まで

				<p>度 103 メートルのところ る 基点から真方位 64.95 度 53 メートルの ところ</p> <p>(2)横須賀市走水松崎突 端から 400 メートル以内の 区域。ただし、同突端より 正北の線以西の区域を除 く。</p> <p>(3)横須賀市鴨居観音崎 突堤東南側付け根、同突 堤東南縁の延長線上同 突堤東南側突端から沖 合い 100 メートルの点及 び同市同字観音崎灯台 中心点を順次結んだ線と 陸岸とによって囲まれた区 域</p> <p>(4)横須賀市鴨居鳶巣崎 突端から 100 メートル以 内の区域</p>					
同上	1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	令和 5 年 10 月 14 日から令 和 8 年 6 月 25 日 まで

なまこを 目的とする 手繰第 3種漁業	2	15 トン 未満の 申請の あった 総トン 数	同上	共第1号共同漁業権の漁場の区域(東京内湾を除く)。ただし、横須賀市鴨居鳶巣崎突端から100メートル以内の区域を除く。	同上	横須賀市久里浜に漁業根拠地 [*] を有し、かつ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	令和5年 11月10 日から令 和8年6 月25日ま で
------------------------------	---	--	----	--	----	---	----	----	---

^{*}漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。